

9月30日  
退任



前教育長  
大辻 國夫

澄みきつた青空の美しさに心も清々しく、さわやかな秋が身に沁みる頃となりました。皆様方には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

私こと、播磨町教育長を二期八年勤めさせていただき、この度、退任することになりました。この間、地域の多くの方々、保護者の皆さん、そして、先生方に、播磨町教育進展のため深いご理解と温かいご支援を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

本年度から完全学校週五日制となり、子どもたちが家庭や地域で過ごす時間が増えましたが、これを機に「社会の宝」である子どもたちを地域全体で支え育むことにより、地域を愛し地域を誇りに思う心、感謝の心、奉仕の心、共に生きる心など豊かな心が育っていくことを願っております。また、私たち大人自身も、生涯学び続ける意欲や態度をもって、心豊かに生きていく姿勢を大切にしたいものです。この後ろ姿が、子どもたちへの無言の教育となります。教育は人づくりであり、人づくりは町づくりの原点です。共に生きる明るく住みよい社会をめざして、今後、更に播磨町教育への温かいご理解とご支援をお願いいたします。終わりにになりましたが、皆様方の益々のご健勝とご多幸を、そして、播磨町の更なる発展を祈念いたしまして、退任のごあいさつといたします。

10月1日  
就任



現教育長  
大辻 裕彦

つららかな秋晴れの好季節となりました。皆様方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

大辻裕彦教育長が就任され、大辻國夫教育長が退任されました。

さて、私は、九月三十日をもってご退任されました大辻國夫教育長の後任としまして、十月一日付けで教育長という大役を仰せつかりました。今、教育の現況を考えると、本年度、我が国の教育が大きく改革され、教育の地方分権化と学校週五日制が始まり、本町でも学校教育、社会教育、人権教育などの充実が急がれます。その一つは、わが国の学校教育の基準となる学習指導要領が改訂され、今回からその内容が最低基準と規定されたことです。このことにより、各学校で播磨町の子どもたちに最も必要とされる教

育内容を創造していくことが求められることとなります。また、少子・高齢化が益々進行している現在、生涯教育社会の具現が重要課題ともなっています。そして、現在、IT革命が急速に進展したことや交通機関の発達などで世界が一つになり、グローバル化された課題も多くなってきました。とりわけ人権教育は重要課題です。このように教育界に多くの課題が山積みする現在、この大役を仰せつかったことは、微力な私には大きなプレッシャーですが、課題解決に全力を投じて邁進したいと決意しています。

私の教育的座右の銘としているのは「環境はひとをつくり、その環境はひとがつくる」という言葉です。播磨町全ての人の教育を進展させるため、最善の教育環境を創造していくために力を尽くしていく所存です。皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますことをお願いし、退任のご挨拶とさせていただきます。

国民年金Q&A 障害基礎年金編

国民年金加入中に、病気やケガで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病などで障害認定日(1)に国民年金法で定められている障害の状態になった場合に障害基礎年金が受けられます。

Q 障害基礎年金の額はいくらですか？

A 年金額(平成14年度)  
1級障害 百万5千300円  
(月額 8万3千75円)  
2級障害 8万4千200円  
(月額 6万7千17円)

Q 障害基礎年金が受けられる要件は？

A 次の要件をすべて満たす方は受け取ることができます。  
20歳以降に初診日(2)がある場合

初診日の要件  
初診日において国民年金加入

12月1日から  
国民健康保険証が新しくなります！  
今、お持ちの保険証は、11月末で期限が切れます。新しい保険証は、11月中旬ごろに、配達記録郵便でお送りします。  
12月1日からは、新しい保険証でない、医療機関で受診できません。現在受診中の方も、必ず、新しい保険証を医療機関の窓口へ提出してください。  
すでに、他の健康保険に加入されている方は、速やかに国民健康保険をやめる届け出をしてください。届け出には、両方の保険証と印鑑が必要です。  
問い合わせ 住民課  
☎0794(35)2363

お詫び  
広報10月号、12ページでお知らせしました自己負担限度額表内の70歳以上の方の低所得者(注2)低所得者(注3)は低所得者(注2)低所得者(注3)の誤りです。申し訳ございませんでした。

犬の引き取り  
日時 毎週水曜日  
午前10時15分～10時35分  
場所 加古川健康福祉事務所裏庭(印鑑持参)  
引取手数料 1,700円(生後91日以上は1頭、生後90日以内は1回につき10頭まで)  
時間は厳守をお願いします。  
問い合わせ 明石健康福祉事務所衛生課  
☎078(917)1129

猫の引き取り  
日時 11月11日(月)・22日(金)  
午前9時～11時  
場所 産業生活課  
引取手数料 1,700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)  
上記以外の日時では、引き取りできません。  
問い合わせ 産業生活課  
☎0794(35)2364

水道  
給水装置工事事業者の指定  
竹内建設工業㈱  
(住所)神戸市西区長畑町9-14  
☎078(925)1416  
問い合わせ 工務課  
☎0794(35)2373

められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。または、障害認定日に該当しなかった人が65歳の誕生日前日までに該当するようになったとき。(注・身体障害者手帳の等級とは異なります。)

20歳前に初診日がある場合  
20歳に達したとき、の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の前年の所得により全額または半額の支給停止となる場合があります。

中であること。または、以前国民年金加入者であった60歳以上65歳未満の人で日本国内に住所を有していること。  
初診日の前々月までの年金加入期間のうち、保険料を納めた期間(保険料免除期間、学生納付特例期間も含む)が3分の2以上あること。  
または、平成18年3月31日までに初診日があるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。  
症状の要件  
障害認定日に国民年金法で定

1「障害認定日」：病気やケガにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日。または1年6カ月以内に症状が固定した日  
2「初診日」：障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日。

初診日における年金加入状況	請求先
第1号被保険者	役場住民課 国民年金係 ☎0794(35)2363
60～65歳で日本国内に住んでいる人	
20歳前に初診日がある人	加古川社会保険事務所 ☎0794(27)4511
第3号被保険者	

Q 障害基礎年金を請求したい場合はどこに行けばよいのでしょうか？

A 「初診日における年金加入状況」により次のように請求先が決まります。必要な書類などは各請求先にお問い合わせください。

水道  
給水装置工事事業者の指定  
竹内建設工業㈱  
(住所)神戸市西区長畑町9-14  
☎078(925)1416  
問い合わせ 工務課  
☎0794(35)2373  
下水道排水設備  
指定工事店の指定  
竹内建設工業㈱  
(住所)西脇市郷瀬町33  
☎0795(24)1528  
(住所)神戸市西区長畑町9-14  
☎078(925)1416  
問い合わせ 工務課  
☎0794(35)2373